

米津老人保健施設 訪問リハビリステーション

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人米津会が開設する介護老人保健施設「米津老人保健施設」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者的心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 米津老人保健施設 訪問リハビリステーション
- ② 所在地 西尾市桜町4丁目31番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月 火 水 木 金 とする。但し、1月1日から3日まで休業とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定訪問リハビリテーションの利用定員は1名以上とする。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハ

ビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練(リハビリテーション)
- ② 健康チェック
- ③ リハビリマネジメント
- ④ 介護相談

2 第8条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から次の額を徴収する。

- ・ 通常の事業の実施地域を超えた地点より 1km 以上 1km 超す毎に 100 円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市(離島、旧幡豆町を除く)、安城市(桜井町、東町、小川町、木戸町、野寺町、藤井町、城ヶ入町、根崎町、東端町、和泉町)の区域とする。

第9条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、訪問リハビリサービス等の提供中に、当該事業所職員又は利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第11条 事業所は、適切な訪問リハビリサービス等の提供を確保する観点から、職場及び介護現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 訪問リハビリサービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応及び賠償責任)

第13条 利用者に対する訪問リハビリサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を

講じるとともに、主治医・家族・管理者・市町村の介護保険担当窓口・利用者に関する居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)・保健所等に報告するものとする。

2 前項において、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産・名誉等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、その損害が、事業者の故意・過失により生じたものでない場合はこの限りでない。

(苦情処理)

第 14 条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、職員でなくなった後においても保持しなければならない。

(職員の研修等)

第 18 条 事業所は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るために研修(外部における研修受講を含む。)を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリサービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 20 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(非常災害対策)

第 21 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(雑則)

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人米津会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則)この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。